

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第73号	
事故等名	ヨット フードー衝突(のり養殖施設)	
発生年月日時刻	平成20年9月27日17時45分ごろ	
発生場所	兵庫県東播磨港別府西防波堤灯台から真方位271° 1,800m	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月16日 神戸・地方事故調査官が、船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	ヨット フードー(FUDO) 長さ8.84m 241-9203 兵庫 個人所有	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	負傷者 なし	
損傷	推進器軸受部にき裂及び曲損 兵庫県区第13号ののり養殖漁場内の同施設 のり網固定用ロープ切損	
事故等の経過	本船は、兵庫県家島諸島男鹿島を発し、定係地の同県東播磨港に向かうため、播磨灘北部を自動操舵として約5ノットの速力で東行中、平成20年9月27日17時45分ごろ、同港南方沖に設置された兵庫県免許番号区第13号ののり養殖漁場内に浮設されたのり養殖施設(のり網固定用ロープ)と衝突した。 その後、推進器軸にロープを絡ませて航行不能となった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、のり養殖施設の存在を認識しており、GPSプロッターを作動させていたが、別府航路を入出港する他船の状況が気になり、同プロッターを注視していなかったことから、自船の位置を正確に把握せず、のり養殖施設に気付かずに進行していた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が播磨灘北部を東行中、自船の位置を正確に把握しないまま航行し、のり養殖施設の存在に気付かなかったため、同施設に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	